

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（5・6号機取水路開渠における重機足場整備に伴う管理対象区域への追加）に係る面談
2. 日時：令和6年2月15日（木）15:00～15:45
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
森審査班長、横山係長、椎名安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当5名（うちテレビ会議システムによる出席は4名）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（5・6号機取水路開渠における重機足場整備に伴う管理対象区域への追加）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。

- 防護設備及び監視体制に変更を及ぼすものではないとしているが、本件申請により変更する管理対象区域境界付近の防護設備の運用を踏まえ適切な管理が可能であることを説明すること。
- 管理対象区域を変更する際、および管理対象区域としての運用後において実施計画に基づき管理対象区域の設定などを適切に実施するために講ずる内容を明記すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（5・6号機取水路開渠における重機足場整備に伴う管理対象区域への追加）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表（案件：5・6号機取水路開渠における重機足場整備に伴う管理対象区域への追加）

以上